

平成25年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【2月募集】入学試験問題

講 座	比較国際法政
専門科目	国際私法

問題 1

日本の家電メーカーY社は、甲国での事業拡大のため、甲国の家電量販会社A社から1億円の融資を受けた。しかし、A社は、業績の悪化を理由にY社に対するその貸金債権を日本の量販会社であるX社に譲渡した。その後、融資の期限が到来したので、X社はY社に対して貸金の返済を求めた。Y社は、X社に対して1億2千万円の売掛債権を有しており、貸金債権との相殺を主張している。Y社とA社との融資契約では、甲国法が準拠法となる旨合意されていた。他方、X社とY社の取引に関しては、とくに準拠法の合意は存在しない。この場合、相殺の準拠法は何国法になるか。

問題 2

日本人A男と乙国人B女の夫婦は長年にわたり子どもができなかったが、結婚後7年して男の子Cが産まれた。しかし、Cが1歳を過ぎた後の検診でCの血液型が夫婦と不適合であることを知ったAは、Bを問い合わせたところ、Aに無断で第三者の精子を用いて人工授精をしたことが明らかとなつた。Aは、Cの嫡出否認を家庭裁判所に申し立てた。Aの嫡出否認は認められるか。なお、乙国法によれば、嫡出否認の訴えは、子が出生した時から2年以内に提起しなければならないとされている。

以上